

長崎労働局発表

平成30年11月22日（木）

長崎労働局 健康安全課

健康安全課長 わたなべ 渡邊 ただし 正

電話 095-801-0032（直通）

特定自主検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

長崎労働局（局長 金成真一）は、平成30年11月22日、労働安全衛生法に基づく登録検査業者である株式会社森谷商会（代表取締役 森谷八郎）の特定自主検査業務について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、同社長崎工場の特定自主検査業務について6月間停止を命ずる行政処分を行った。

記

1 行政処分対象業者

名 称 株式会社森谷商会
代表者職氏名 代表取締役 森谷八郎
所 在 地 長崎県長崎市平間町 1361
登 録 番 号 長崎第 10 号

2 処分の内容

長崎工場（長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1523）における以下の機械等の特定自主検査業務の全部を平成30年11月22日から平成31年5月21日までの期間、停止すること。

車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）

車両系建設機械（基礎工事用）

車両系建設機械（締め固め用）

車両系建設機械（コンクリート打設用）

不整地運搬車

高所作業車

フォークリフト

3 処分を行った日

平成30年11月22日

4 処分の原因となった事実

平成 29 年 3 月 8 日、検査業者として他人の求めに応じて行った、車両系建設機械（コンクリート打設用機械）に係る特定自主検査において、労働安全衛生法第 54 条の 4 の規定に違反し、同検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたこと。

5 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第 54 条の 4 労働安全衛生法第 54 条の 6 第 2 項第 2 号

関 連 条 文

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

（検査業者）

第 54 条の 3

検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（第 2 項から第 5 項まで 略）

第 54 条の 4

検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第 54 条の 6

（第 1 項 略）

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（第 1 号 略）

二 第 54 条の 4 の規定に違反したとき。

（第 3 号 略）